

著作権法改正（二〇〇九年六月）と学校図書館 — その可能性と課題 —

野口武悟

1 はじめに

二〇〇九年六月一九日に「著作権法」（以下、法とする）が一部改正され、二〇一〇年一月一日より施行された¹。今回の法改正は、図書館界、なかでも、障害者サービス関係者にとっては長年の懸案（悲願といつてもよい）事項のひとつであった。具体的には、今回の法改正によって、障害者の著作物利用に係る権利制限の範囲拡大が実現されたのである（法第三十七条第三項、法第三十七条の二）²。少し長くなるが、以下に、法第三十七条第三項と第三十七条の二、及びこれに関連する「著作権法施行令」第二条と第二条の二を示す。

【著作権法】

第三十七条 3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第一百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、

又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことがで
きる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

- 一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。
- 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字に

することとその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。)。

【著作権法施行令】

第一条 法第三十七条规定第三項（法第八十六条第一項及び第一百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設
ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設

ハ 国立国会図書館

ニ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設

ホ 図書館法第二条第一項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）

ヘ 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条の学校図書館

ト 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

チ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法第一条第六項に規定する

法人をいう。以下同じ。) のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

第一条の二 法第三十七条の二（法第八十六条第一項及び第一百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一 法第三十七条の二第一号（法第八十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者イ 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。）

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 法第三十七条の二第二号（法第八十六条第一項及び第一百二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者（同号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従つて行う者に限る。）

イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（(2)に掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、(3)に掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）

- (1) 大学等の図書館及びこれに類する施設
- (2) 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設
- (3) 図書館法第二条第一項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）

(4) 学校図書館法第二条の学校図書館

口 イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第一号口又は第一号口の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

前述の法改正の要点を整理すると、次の三点になる³。（一）視覚障害者、聴覚障害者だけでなく、視覚や聴覚による表現の認識に障害のある人を対象とすることになった。これによって、学習障害等の軽度発達障害者や、知的障害者等も対象に含まれるようになった。（二）障害者が必要とする幅広い方式（例えば、デイジー（デジタル録音図書）の作成、ビデオやDVD等の映画の著作物への字幕の付与等）での複製、自動公衆送信（以下、複製等とする）が著作権者に無許諾で行えるようになった。（三）視覚障害者情報提供施設（点字図書館等）だけでなく、公共図書館や大学図書館、学校図書館でも、前記の複製等が行えるようになった（ただし、法第三十七条の二第一号については、視覚障害者情報提供施設を設置する事業者のみ）。

ここでいう学校図書館とは、「学校図書館法」第二条に規定するすべての学校図書館（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に設けられた図書館）を指す。なぜ、特別支援学校だけでなく、すべての学校図書館が含まれることになつたのであろうか。その背景には、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（AD／HD）等の軽度発達障害の児童生徒⁴を中心に特別な支援を必要とする児童生徒が小学校や中学校の通常学級にも多数在籍している現状をふまえて、LD親の会や全国学校図書館協議会等による働きかけがあつた⁵。はたして、今回の法改正は、学校図書館にどのような可能性をもたらすのだろうか。また、法改正の趣旨を生かすためにはどのような課題が残されているのだろうか。本稿ではこれらの点について、学校図書館の現状等をふまえて、

考察したい。

2 法改正が学校図書館にもたらす可能性

2.1 「ガイドライン」と学校図書館

今回の法改正によって、すべての学校図書館は、特別な支援を必要とする児童生徒の障害（それに伴うニーズ）に応じて、所蔵する図書や視聴覚メディア、電子メディア等の学校図書館メディア（以下、蔵書とする）等⁶を著作権者に無許諾で彼らが必要とする幅広い方式によって複製等ができるようになった。法改正前から、点字図書への複製については、誰もが無許諾で行うことができた（法第三十七条第一項）が、それ以外には、視覚障害特別支援学校（盲学校）の学校図書館が「専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物を録音することができる」（改正前の法第三十七条第三項）とされているのみであった。

もう少し詳しく、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第三十七条第三項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」とする）から学校図書館が新たに行い得ることになった内容を見ておきたい。この「ガイドライン」は、日本図書館協会や全国学校図書館協議会等の図書館関係五団体が二〇一〇年二月にとりまとめたもので、法第三十七条第三項に規定される権利制限に基づいて図書館サービスを実施する場合の取り扱いの指針を示したものである⁷。

（一）利用できる者

「ガイドライン」では、法第三十七条第三項により複製された資料（「ガイドライン」では「視覚障害者等用資料」と表記）を利用できる「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」として、「視覚障害、聴覚障害、肢

体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者、その他図書館が認めた障害」と例示し、これらの障害のため、視覚著作物をそのままの方式では利用することができ困難な者をいうとしている。

また、「ガイドライン」では、該当する者が、「図書館において視覚障害者等用資料を利用しようとする場合は、一般の利用者登録とは別の登録を行う」とし、「利用登録確認項目リスト」を用いて、該当する者であることを確認するとしている。「利用登録確認項目リスト」では、一六項目を挙げ、その項目のいづれかに該当する必要があるとする（表一）。項目の中には、「学校・教師から障害の状態を示す文書がある」や「学校における特別支援を受けているか受けていた」等が挙げられて

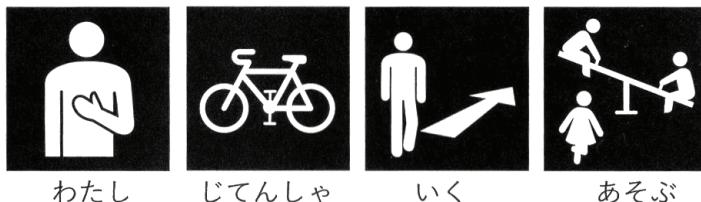
表一 利用登録確認項目

障害者手帳の所持	「　」級
精神保健福祉手帳の所持	「　」級
療育手帳（愛の手帳）の所持	「　」級
医療機関・医療従事者からの証明書がある	
福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある	
学校・教師から障害の状態を示す文書がある	
職場から障害の状態を示す文書がある	
学校における特別支援を受けていた	
福祉サービスを受けている	
ボランティアのサポートを受けている	
家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている	
活字をそのままの大きさでは読めない	
活字を長時間集中して読むことができない	
目で読んでも内容が分からず、あるいは内容を記憶できない	
身体の病臥状態やまひ等により、資料を持つたりページをめくつたりできない	
その他、原本をそのままの形では利用できない	

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第三十七条第三項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の別表一をもとに作成

いる。

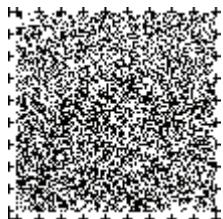
以上から、学校図書館に関していえば、特別な支援を必要とする児童生徒はすべて該当する者に含まれると考えられる。



わたし じてんしゃ いく あそぶ

出典：野口武悟編著『一人ひとりの読書を支える学校図書館：特別支援教育から見えてくるニーズとサポート』読書工房、二〇一〇年、八七頁。

図一 ピクトグラムの例



出典：「SP コード公式
ホームページ」
(<http://www.sp-code.com>)

図二 SP コードの例

（二）複製等の種類

法第三十七条第三項にいう「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」として、「ガイドライン」では、「録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデイジー、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライ特（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコード等）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等」の視覚障害者等がアクセスすることを保障する方としている。このうち、マルチメディアデイジーとは、音声にテキストや画像・動画を同期させることができる電子メディアのこと⁸であり、学習障害者や知的障害者にも有効な読書メディアとして国際的に認知されている⁹。ピクトグラムとは、絵記号のことで、言葉の認識が難しい人のために、図書の内容等の理解をサポートする際にピクトグラムで表現がある¹⁰（図二）。SPコードとは、紙に掲載された情報をデジタルに換える二次元シンボルのことである¹¹（図二）。

また、今回の法改正では、学校図書館が、公共図書館や点字図書館等から借り受けたり、ダウンロードした録音図書や拡大図書等の資料

(ただし、後述するように市販される資料を除く)を複製(すなわち、ダビングやコピー)することも可能となつた¹²。

なお、「ガイドライン」では、「複製(等)が重複することのむだを省くため、視覚障害者等用資料の図書館間の相互貸借は積極的に行われるものとする。また、それを円滑に行うための体制の整備を図る」「複製(等)の質の向上に努める。そのため図書館は担当者の研修を行い、技術水準の維持を確保する。図書館団体は、研修に関して積極的に支援する」ことも述べているが、いずれも学校図書館にとつては大きな課題である(後述)。

(三) 市販される資料との関係

法第三十七条第三項では、「ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。」としている。すなわち、「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」で作成された資料がすでに市販されている場合には、著作権者に許諾なくその方式での複製等を行つてはならないというのである。南亮一は「これは、いわゆる「バリアフリー出版」の芽を潰さないために設けられた要件」と述べている¹³。

では、「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」で作成された資料がすでに市販されているかどうかはどう確認すればよいのであろうか。「ガイドライン」では、市販資料の存在を確認するための「著作権法第三十七条第三項ただし書該当資料確認リスト」を設けている。このリストには、「録音資料」「大活字資料」「テキストデータ」の別に、それぞれの方式の出版を行つている出版社の電話番号とホームページのURLが掲載されている。「ガイドライン」がとりまとめられた二〇一二年二月時点では、「録音資料」(①様々な出版社の刊行物のオーディオ出版・六社、②自社出版物のオンデマンド・デイジー出版・七社)、「大活字資料」(四社)、「テキストデータ」(一社、一団体)となつている(表二)。ただし、以後、出版社の数が増える可能性もあり、また、「録音資料」「大活字資料」「テキストデータ」以外の方々については、このリストには掲載されていないことに注意が必要である。このリストを参照しつつも、各学校図書館では常に最新の動向について情報収集を行うことが欠かせない。

表二 「著作権法第三十七条第三項ただし書該当資料確認リスト」
掲載の出版社等

録音資料・様々な出版社の刊行物のオーディオ出版	（有）オフィス・ニア （株）音訳サービス	（株）東京エーヴィセンター ことは出版有限会社	（株）一輪堂
録音資料・自社出版物のオンライン・デイジー出版	（株）金曜日	（株）横浜録音図書	
		（株）影書房	
		（株）すいれん舎	
合同出版株式会社			
（株）七つ森書館			
大活字資料（オンライン含む）			
（株）大活字 （社）福崎玉福祉会	（有）読書工房 （株）講談社		
テキストデータ			
（有）読書工房	パリアフリー資料リソースセンター		

なお、「ガイドライン」では、販売予告がなされているにもかかわらず、販売予定日を一ヶ月超えても販売されていない場合は、図書館は複製等を開始することができる」と、また、図書館が複製等を開始した後に販売情報が出された場合は、図書館は引き続き当該複製を継続し、かつ複製物の提供を行うことができる（ただし、自動公衆送信は中止する）としている。このほか、「ガイドライン」では、市販される資料で、以下の四点については、法第三十七条第三項のただし書きに該当しないとしている。

- ①当該視覚著作物の一部分を提供するもの
- ②録音資料において、朗読する者が演劇のように読みだり、個々の独特的表現方法で読んでいるもの
- ③利用者の要求がデジタル形式の場合、それ以外の方式によるもの
- ④インターネットのみでの販売等で、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの（ただ

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第三十七条第三項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の別表三をもとに作成

し、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りでない）

ところで、前述の「ガイドライン」は法第三十七条第三項に基づくものであり、法第三十七条の二に基づくガイドラインは示されていないことには注意しなければならない。詳しくは後述するが、ここには、今回の法改正で残された課題が関係している。

2.2 学校図書館は具体的に何ができるようになったのか

次に、今回の法改正が学校図書館にもたらす可能性について具体例を通して考えてみたい。例えば、小学校において、在籍する視覚障害（弱視）の児童のために、拡大図書を提供するケースを想定しよう。

まず、必要になるのは、拡大図書版の教科用図書（教科書）の提供である。これについては、二〇〇八年六月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（通称「教科書バリアフリー法」）¹⁴ 制定及び「著作権法」一部改正（第三十三条の二¹⁵）がなされ、これによって提供体制が整備されつつある。

また、授業の過程では、教科用図書以外にも、必要に応じてさまざまな副教材（学校図書館の蔵書を含む）を使用することがある。これについても、法第三十五条では、教育を担任する者及び授業を受ける者は、授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において著作権者に無許諾で拡大図書に複製をすることが可能とされている。

ところが、前述の副教材を拡大図書に複製することが認められているのは、あくまでも「教育を担任する者及び授業を受ける者」だけであり、これらの者が拡大図書を作成するのは、時間的にも拡大訳の専門性の点でも、現実的とは言い難かつた。また、法改正前においては、授業の過程における使用に供さない図書等（例えば、休み時間に自由に利用したい学校図書館の蔵書等）については、拡大図書に複製して提供しようとすると、著作権者の許諾を得なけ

ればならず、大きな障壁のひとつとなつてゐた¹⁶。許諾を得られないことも多かつたからである。

それが今回の法改正により、学校図書館が副教材や蔵書を著作権者に無許諾で拡大図書に複製できるようになり、視覚障害（弱視）の児童の学習や読書、情報アクセスの保障と向上に大きく寄与するものと期待される。

以上は、視覚障害（弱視）の児童のために拡大図書を提供するケースであるが、他の障害により特別な支援が必要な児童生徒についてもほぼ同様に考えてよい。

3 解決すべき課題

ここまで述べてきたように、今回の法改正によつて、学校図書館は特別な支援を必要とする児童生徒の学習、読書、そして情報アクセスの保障と向上にとつて大きく寄与し得る可能性を持つことが分かるだろう。しかしながら、法改正の趣旨と、学校図書館の可能性を生かしていくためには、解決の急がれる課題も少なくない。主な課題は以下の諸点である。

3.1 法改正の積み残しについて

前節では、法第三十七条第三項に基づく「ガイドライン」について述べた。しかし、法第三十七条の二に基づくガイドラインは示されていない。そこには、今回の法改正の積み残しが関わつていて。

まず、法第三十七条の二第一号の「当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。」については、今回の法改正では、視聴覚情報提供施設を設置する事業者のみが複製等を行ひ得る者として認められ、学校図書館をはじめ、公共図書館や大学図書館は除外された。長期的には、学校図書館等の各種図書館への拡大が検討され

るべきであろう。

次に、法第三十七条の二第一号では、学校図書館においても、聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、例えば、ビデオやDVD等の映画の著作物への字幕や手話の付与を著作権者に無許諾で行うことができるようになった。しかし、「貸し出す際には補償金を著作権者に支払わなければならないこと」としているので、一般の映画の図書館での貸出しと同じように、補償金の額がうまく定められず、結局この仕組みが動かせなくなるのではないかと考えます」「図書館ではまったく利用されないままになるのではないかと考えます」と南は述べている¹⁷。南が述べているのは、映画の著作物の貸出しについて規定した法第三十八条第五項との関連のことである。

第三十八条 第五項 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならぬ。

そもそも、この第三十八条第五項にいう「政令で定めるもの」とは、公共図書館と視聴覚教育施設（視聴覚ライブラリー等）のこと（「著作権法施行令」第二条の三）であり、すなわち、南が述べている「図書館」は公共図書館のことである。この「政令で定めるもの」には、学校図書館は含まれておらず、補償金云々以前に、児童生徒への貸出し自体に著作権者への許諾が必要となるのである。

つまり、今回の法改正（法第三十七条の二第一号）で、すべての学校図書館は、映画の著作物へ著作権者に無許諾

で字幕や手話を付与することは認められたが、その前提となる「聴覚障害者等向けの貸出し」については許諾が必要なままという矛盾した状況が生じたことになる。もちろん、著作権者から貸出しの許諾を得たものや、学校図書館向けに“児童生徒への貸出OK”を謳つて販売されているものについては問題ない。しかし、許諾を得ようとすると相当の手間と時間を要したり、販売タイトル数が限られる等、実際的とは言い難い。法第三十七条の二第二号の趣旨を学校図書館で生かすためには、やはり、法第三十八条第五項の「政令で定めるもの」にすべて学校図書館を含むように法改正することが求められる。なかでも、聴覚障害特別支援学校（ろう学校）の学校図書館については特に急がれる。

3. 2 複製等を担う専門ボランティアの確保について

蔵書等の複製等の作業は、学校図書館の職員（司書教諭や学校司書）自身で行うことができれば好ましい。しかし、点訳、音訳、拡大訳等の専門の知識と技術を習得している学校図書館の職員は限られているし、また、後述するよう職員制度自体が脆弱なこともあります。実際には、点訳、音訳、拡大訳等を専門とするボランティアグループないし個人を各学校図書館に登録しておき、登録されたボランティアに必要に応じて依頼して複製等の作業を進める事になる¹⁸。すでに、特別支援学校、なかでも聴覚障害特別支援学校（盲学校）の学校図書館では全国的にこれらのボランティアが多数活躍しており、参考になる。

ただし、特別支援学校以外の学校図書館が、これら専門的なボランティアを確保することは容易なことではないだろう。ある視覚障害特別支援学校（盲学校）の学校図書館には約六〇〇人のボランティアがいるが、何十年という年月をかけて、ボランティアを養成することから行ってきたという¹⁹。すでに専門的なボランティアが活躍する視覚障害特別支援学校（盲学校）の学校図書館であってもこうした状況であるから、それ以外の学校の学校図書館でボランティアを確保しようとしても相当な困難が伴うことは容易に想像できる。しかも、点訳、音訳、拡大訳等の専門の

知識と技術を習得は一朝一夕にできるものではない。各学校図書館は、教育委員会や公共図書館、社会福祉協議会等の関連諸機関と協力して、地域レベルで計画的に専門的なボランティアの募集や養成を図っていくことが必要であるう。

「ガイドライン」では、「複製（等）の質の向上に努める。そのために図書館は担当者の研修を行い、技術水準の維持を確保する。図書館団体は、研修に関して積極的に支援する」となっているが、学校図書館では、まだ研修以前の段階、「担当者」すなわち専門的なボランティアの確保を図らなければならない段階といえるのである。

3. 資料の相互貸借のための体制について

「ガイドライン」では、「複製（等）が重複することのむだを省くため、視覚障害者等用資料の図書館間の相互貸借は積極的に行われるものとする。また、それを円滑に行うための体制の整備を図る」としているが、これも学校図書館では課題である。

現時点においては、学校図書館が、個別に、あるいは地方公共団体内で、他の学校図書館や、公共図書館、点字図書館等と相互貸借を行うことはあるが、きわめて限定的といえる。特別な支援を必要とする児童生徒が必要とする方式で作られた（複製された）資料は、そもそも、まだ全国的にも所蔵タイトル数が限られている。必要とする児童生徒に必要とする資料を確実に提供できるようにするためには、全国的な資料ネットワークの構築が必要である。

実は、参考になる事例がすでにいくつか存在する。例えば、「サピエ図書館」(<http://www.sapie.or.jp>) という全国二〇五の点字図書館や公共図書館、大学図書館等が加盟するネットワークが存在する。ここでは、点字図書や録音図書の加盟店同士での相互貸借やデータのダウンロードが行われ、それを必要とする人に確実に届けられている。また、「視覚障害教育情報ネットワーク」(<http://www.tenji.ne.jp>) という全国の視覚障害特別支援学校（盲学校）を対象とした点字図書や録音図書等のネットワークも存在している。

しかしながら、これらのネットワークは、すべての学校の学校図書館を対象としたものではなく、また、扱われている資料も点字図書、録音図書を中心であるという制約がある。これら既存のネットワークとの連携・協力を図りつつ、すべての学校の学校図書館を対象として、幅広い方式で作られた（複製された）資料を扱う全国的な資料ネットワークの構築が急がれる。とはいえ、こうした全国的なネットワークを構築し、維持するのは、個人や各学校図書館レベルでは難しい。やはり、国立国会図書館国際子ども図書館や国立特別支援教育総合研究所等の国レベルの機関が中心となつて取り組む必要があろう。

3. 4 学校図書館の職員制度について

すでに、学校図書館の職員制度が脆弱だと述べたが、具体的には、次のような点である。

まず、「学校図書館法」第五条では、すべての学校に司書教諭を配置することを義務づけている。しかし、同法附則第二項の規定によつて、十一学級以下の規模の学校には「当分の間」司書教諭を置かないことができるときとされ、配置が義務化されているのは十二学級以上の規模の学校に限られている。そのため、わが国の学校のおよそ半数を占める十一学級未満の規模の学校への司書教諭の配置率は小学校十九・〇%、中学校二五・八%、高等学校二六・二%などまつてゐる（二〇〇八年五月現在）²⁰。また、十二学級以上の規模の学校にあつても、教職員定数に司書教諭の定数が配置されていないため、公立学校にあつては配置された司書教諭のほぼ全てが教諭との兼任である（つまり、専任の司書教諭ではいため、学校図書館に常駐できない）。もちろん、司書教諭の職務に専念する時間を確保する措置を講じる学校もあるが、その割合は小学校七・六%、中学校十一・〇%、高等学校一三・三%に過ぎない（二〇〇八年五月現在）。

さらに、こうした司書教諭の現状を補うために学校図書館事務職員（いわゆる学校司書）を置く学校もあり、その配置率は小学校三八・二%、中学校三九・二%、高等学校七一・一%となつてゐる（二〇〇八年五月現在）。しかし、

学校司書は法制化された職種ではなく、しかも、非常勤や嘱託等の非正規雇用が大半を占める等、不安定な状況におかれている。

このような職員制度の脆弱さのもとでは、複製等の作業を担う専門的なボランティアを確保できたとしても、コーディネートができないということになりかねない。職員の存在は、学校図書館を機能させるためのかなめである。保健室に養護教諭が常駐しているように、すべての学校図書館に司書教諭や学校司書が常駐できる体制の確立が急がれる。そのためには、司書教諭の定数化・専任化、学校司書の法制化等、職員制度の脆弱さを解消するための抜本的な施策が不可欠である²¹。

3. 5 学校現場での理解と協力について

そもそも、学校図書館についても、特別支援教育についても、学校現場ではまだ十分に理解されているとは言い難いとしばしば指摘される。そのため、担当職員が孤立しやすい。学校図書館の活動や特別支援教育を校内で効果的に展開するためには、その大前提として、全校職員の理解と協力が欠かせない。

文部科学省や教育委員会では、学校図書館や特別支援教育に関する研修等を通して職員に対する啓発にすでに取り組んでいるが、さらに積極的な対策が求められる。

4 おわりに

「ユネスコ・国際図書館連盟共同学校図書館宣言」（一九九九年）では、「通常の図書館サービスや資料の利用ができない人々に対しては、特別のサービスや資料が用意されなければならない」²²としている。今回の法改正によつて、わが国でもようやくすべての学校図書館が特別な支援を必要とする児童生徒のために「特別の資料」を用意し、提供

するための大きな後ろ盾が得られたことになる。ただし、法改正の趣旨と、学校図書館の可能性を生かしていくためには、すでに述べてきたような解決すべき課題もあり、その解決が急がれる。

付記

本稿は、日本教育学会第六十九回大会（11010年8月23日、広島大学）において口頭発表した内容をもとに執筆したものである。

注

1 あわせて、「著作権法施行令」「著作権法施行規則」の関係箇所も改正された。

2 今回の法改正の柱は、（一）障害者の著作物利用に係る権利制限の範囲拡大のほか、（二）インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置、（三）違法な著作物の流通抑止のための措置の三つとなっている。

3 文化庁「平成二十二年通常国会 著作権法改正等について」、1100九年 (<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21-houkaisei.html> : 11010年11月31日最終アクセス)。

4 文部科学省の調査では六・三%と推計されている（文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」、11001年）。

5 例えば、全国学校図書館協議会「全国S L A、著作権法施行令について文化庁に要望書提出」『学校図書館速報版』第一八〇三号、1100九年、二頁など。

6 今回の法改正（第三十七条第三項）によつて、蔵書だけではなく、特別な支援が必要な児童生徒自身が自ら使用する目的で学校図

書館に持ち込んだ図書を録音図書に複製して譲渡する等の「プライベートサービス」も実施可能となつた。

7 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第三十七条第三項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」、二〇一〇年

(<http://www.jla.or.jp/20100218.html> : 二〇一〇年一二月三〇日最終アクセス)。

8 野口武悟編著『一人ひとりの読書を支える学校図書館・特別支援教育から見えてくるニーズとサポート』読書工房、二〇一〇年、二二四頁。

9 わが国では（財）日本障害者リハビリテーション協会（<http://www.jsrpq.jp>）が研究・開発と普及に取り組んでいる。なお、デ

イジー（D A I S Y）は、Digital Accessible Information System のことで、国際標準規格となつてゐる。

10 前掲8、八六～八七頁。

11 詳しくは、「S P ホームページ」(<http://www.sp-code.com>) を参照のこと。

12 南亮一「二〇〇九年著作権法改正について図書館にやきるようになったこと：障害者サービスに関する」『図書館雑誌』第一〇四卷第七号、二〇一〇年、四三三～四三五頁。／佐藤聖一「『図書館の障害者サービスにおける著作権法第三十七条第三項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン』と障害者サービス」『図書館雑誌』第一〇四卷第七号、二〇一〇年、四三四～四三五頁。

13 南亮一「二〇〇九年著作権法改正によって図書館にできるようになったこと：障害者サービスに関する」『図書館雑誌』第一〇四卷第七号、二〇一〇年、四三一～四三二頁。

14 同法第一条では、同法の目的を次のように規定している。「この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。」

15 第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当

該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

16 なお、児童用の拡大図書も市販されはいるが、タイトル数が限られている。また、地域の公共図書館における所蔵状況も同様といえる（これは点字図書やディジタルも同様）。したがって、特別な支援を必要とする児童にとって最も身近な存在である学校図書館が必要とする幅広い方式によって複製し提供することの意義は大きいといえる。もちろん、市販される拡大図書等の出版促進や公共図書館への整備促進も必要であることは言うまでもない。

17 前掲13、四三二頁。

18 公共図書館では、ボランティアではなく、「図書館協力者」という名称が一般的であり、作業に対しては廉価ながら対価を支払うケースが多い。

19 筆者が二〇〇七年度～二〇〇八年度に行つた質問紙及び訪問調査の結果による。詳しくは、野口武悟『特別支援学校における学校図書館の現状と課題—全国悉皆調査と事例調査を通して』（文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書）、二〇〇九年。

20 以下、本項で述べる数値データは、文部科学省「平成二〇年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について」、二〇〇九年、二二三頁による。

21 二〇一〇年七月に中央教育審議会初等中等教育分科会が示した『今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）』では、「学校教育の中で学校図書館が十分に活用され読書活動が推進されるよう、学校図書館業務の充実に向けた教職員定数の改善が必要である」（一五頁）とされた。これを受けて二〇一〇年八月に文部科学省が公表した「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」では「平成二六年度以降の改善増に必要となる恒久的な財源確保について理解を得ることが必要」とした上で、「教育水準向上のための基礎定数の充実」のなかに「読書活動の充実」を盛り込んでいる。しかし、「恒久的な財源確保」は未知数であり、事実上の先送りといえる。

22 「ユネスコ・国際図書館連盟共同学校図書館宣言」全国学校図書館協議会編『学校図書館・司書教諭講習資料（第六版）』全国学校図書館協議会、二〇〇九年、一〇四頁。